

基山町下水道鑄鉄製マンホール蓋認定基準及び認定申請要領

1. 目的

基山町の公共下水道事業において使用する下水道用鑄鉄製マンホール蓋（以下、「蓋」という。）を認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

蓋の認定については、製造工場ごとに申請し、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 公益社団法人日本下水道協会（以下、「日本下水道協会」という。）の認定工場で作されたものであること。
- (2) 基山町に認定申請書（様式第1号）を提出し、その内容が適正と認められること。
- (3) 基山町下水道用鑄鉄製マンホール蓋性能規定書に適合し、基山町が行う製品検査及び材質検査に合格すること。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

4. 認定期間

認定期間は認定日から4年経過後の3月31日以降、継続の意思がある場合は、5年毎に更新する。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

6. 認定の取り消し

認定した製品（製造業者）において下記の事項が生じたときは、基山町の認を取り消すものとする。

- (1) 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

7. その他

- (1) 基山町は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査

を実施したり、書類の提出を求めたりすることがある。

- (2) 合格した製品の納入後であっても、基山町が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 基山町が行う製品検査、材質検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) この基準に疑義が生じた場合は、書面（質疑書）にて内容提示の上、基山町の指示又は両者の協議により解決するものとする。

8. 提出書類

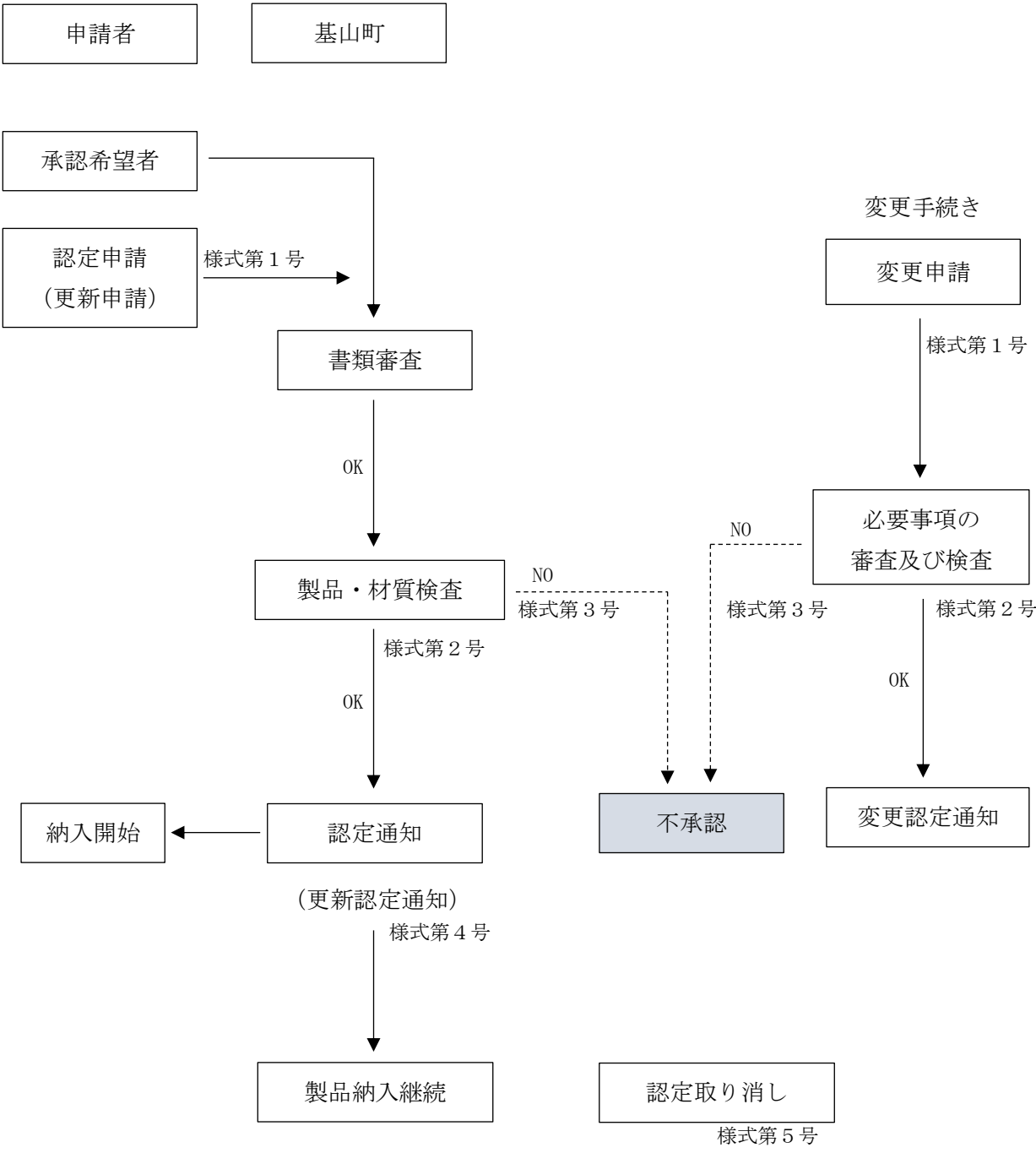
別表 1 の認定申請事務処理の流れにより提出書類は次のとおりとする。

【申請】

提出書類は A4 とする。

- (1) 認定申請書（様式 1）
- (2) 申請図面（2 部）
- (3) 製造工程図
- (4) 製品の製造状況を明示したもの
- (5) 製品の製造等に係る材料の内訳を明示したもの
- (6) 製品の出荷、輸送体制を明示したもの
- (7) 日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書の写し
- (8) 品質管理体制表及び社内検査体制表
- (9) 緊急時連絡体制表（クレーム時・事故時・災害時等）
- (10) その他基山町が必要と認めた書類

別表 1



注) 更新手続きについては、認定申請手続きに準じる